

別表第1（第6条関係）

補助金の算定方法

1 補助対象施設・事業	2 基準額（1施設・事業当たり）
1 認可保育所	（1）キャリアアップ補助金Ⅰ 次の①に、②、③及び④を乗じた額 ①基本額 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額 ②キャリアパス要件 ア 別表第3の要件に適合する場合は、1.0 イ 別表第3の要件に適合しない場合は、0 ③福祉サービス第三者評価の要件 ア 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0 イ ア以外の場合は、0.5 ④情報公開等の取組に係る要件 ア 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 イ 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5 （2）キャリアアップ補助金Ⅱ 次の①に、②、③、及び④を乗じた額 ①基本額 算式アにより計算した額。また、加算対象人数は、算式イにより計算した人数 <算式ア> 加算対象人数×6,130円×賃金改善実施期間の月数 <算式イ> 基礎職員数－人数A－人数B ※ 基礎職員数、人数A及び人数Bは、それぞれ、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日付こ成保296、7文科初第250号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知。以下「国処遇改善等加算通知」という。）第4の3（1）の基礎職員数、人数A及び人数Bとする。

別表第1（第6条関係）

補助金の算定方法

1 補助対象施設・事業	2 基準額（1施設・事業当たり）
	②キャリアパス要件 ア 別表3の要件に適合する場合は、1.0 イ 別表3の要件に適合しない場合は、0 ③福祉サービス第三者評価の要件 ア 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0 イ ア以外の場合は、0.5 ④情報公開等の取組に係る要件 ア 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 イ 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5
2 認証保育所	（1）キャリアアップ補助金Ⅰ 次の①に、②、③、④及び⑤を乗じた額 ①基本額 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額 ②キャリアパス要件 ア 別表第3の要件に適合する場合は、1.0 イ 別表第3の要件に適合しない場合は、0 ③福祉サービス第三者評価の要件 ア 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0 イ ア以外の場合は、0.5 ④情報公開等の取組に係る要件 ア 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 イ 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5 ⑤子育て支援員研修の受講要件 ア 第4条第1項第5号の要件に適合する場合は、1.0 イ 第4条第1項第5号の要件に適合しない場合は、0.5

別表第1（第6条関係）

補助金の算定方法

1 補助対象施設・事業	2 基準額（1施設・事業当たり）
	(2) キャリアアップ補助金Ⅱ 次の①に、②、③、④及び⑤を乗じた額 ①基本額 算式アにより計算した額。また、加算対象人数は、算式イにより計算した人数 <算式ア> 加算対象人数×3,070円×賃金改善実施期間の月数 <算式イ> 基礎職員数－人数A－人数B ※ 基礎職員数、人数A及び人数Bは、それぞれ、大田区認証保育所運営費等補助要綱における技能・経験に着目した加算の対象人数の基礎となる職員数、人数A及び人数Bとする。 ②キャリアパス要件 ア 別表3の要件に適合する場合は、1.0 イ 別表3の要件に適合しない場合は、0 ③福祉サービス第三者評価の要件 ア 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0 イ ア以外の場合は、0.5 ④情報公開等の取組に係る要件 ア 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 イ 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5 ⑤子育て支援員研修の受講要件 ア 第4条第1項第5号の要件に適合する場合は、1.0 イ 第4条第1項第5号の要件に適合しない場合は、0.5
3 家庭的保育事業 （都制度）	次の（1）に、（2）及び（3）を乗じた額 （1）基本額 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額 （2）キャリアパス要件 ① 別表第3の要件に適合する場合は、1.0 ② 別表第3の要件に適合しない場合は、0

別表第1（第6条関係）

補助金の算定方法

1 補助対象施設・事業	2 基準額（1施設・事業当たり）
	（3）情報公開等の取組に係る要件 ① 第4条第1項第4号イ及びウに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 ② 第4条第1項第4号イ及びウに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5
4 小規模保育事業	（1）キャリアアップ補助金Ⅰ 次の①に、②及び③を乗じた額 ①基本額 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額 ②キャリアパス要件 ア 別表第3の要件に適合する場合は、1.0 イ 別表第3の要件に適合しない場合は、0 ③情報公開等の取組に係る要件 ア 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 イ 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5 （2）キャリアアップ補助金Ⅱ 次の①に、②及び③を乗じた額 ①基本額 算式アにより計算した額。また、加算対象人数は、算式イにより計算した人数 <算式ア> 加算対象人数×6,130円×賃金改善実施期間の月数 <算式イ> 基礎職員数－人数A－人数B ※ 基礎職員数、人数A及び人数Bは、それぞれ、国処遇改善等加算通知第4の3（1）の基礎職員数、人数A及び人数Bとする。 ②キャリアパス要件 ア 別表3の要件に適合する場合は、1.0 イ 別表3の要件に適合しない場合は、0

別表第1（第6条関係）

補助金の算定方法

1 補助対象施設・事業	2 基準額（1施設・事業当たり）
	③情報公開等の取組に係る要件 ア 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 イ 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5
5 定期利用保育事業	次の（1）に（2）、（3）及び（4）を乗じた額 ただし、定期利用保育事業（専用施設）は次の（1）に（2）、（3）及び（4）を乗じた額 （1）基本額 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額 （2）キャリアパス要件 ① 別表第3の要件に適合する場合は、1.0 ② 別表第3の要件に適合しない場合は、0 （3）福祉サービス第三者評価の要件 ① 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5 （4）情報公開等の取組に係る要件 ① 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 ② 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5
6 事業所内保育事業 （ただし、（2）キャリアアップ補助金Ⅱは、定員6人以上が対象）	（1）キャリアアップ補助金Ⅰ 次の①に、②及び③を乗じた額 ①基本額 ア 従業員枠の児童 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の従業員枠の在籍児童数（大田区の居住者のみ）を乗じて得た額の合計額に、100分の84を乗じて得た額 イ 従業員枠以外（地域枠）の児童 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の従業員枠以外の在籍児童数を乗じて得た額の合計額

別表第1（第6条関係）

補助金の算定方法

1 補助対象施設・事業	2 基準額（1施設・事業当たり）
	②キャリアパス要件 ア 別表第3の要件に適合する場合は、1.0 イ 別表第3の要件に適合しない場合は、0 ③情報公開等の取組に係る要件 ア 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 イ 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5 （2）キャリアアップ補助金Ⅱ 次の①に、②及び③を乗じた額 ①基本額 ア 従業員枠の児童 算式Aにより計算した額。また、加算対象人数は、算式Bにより計算した人数 ＜算式A＞ 加算対象人数×6,130円×賃金改善実施期間の月数×従業員枠の在籍児童数（大田区の居住者のみ）／在籍している全ての在籍児童数×84／100 ＜算式B＞ 基礎職員数－人数A－人数B ※ 基礎職員数、人数A及び人数Bは、それぞれ、国処遇改善等加算通知第4の3（1）の基礎職員数、人数A及び人数Bとする。 イ 従業員枠以外の児童 算式Aにより計算した額。また、加算対象人数は、算式Bにより計算した人数 ＜算式A＞ 加算対象人数×6,130円×賃金改善実施期間の月数×従業員枠以外の在籍児童数／在籍している全ての在籍児童数 ＜算式B＞ 基礎職員数－人数A－人数B ※ 基礎職員数、人数A及び人数Bは、それぞれ、国処遇改善等加算通知第4の3（1）の基礎職員数、人数A及び人数Bとする。 ②キャリアパス要件 ア 別表3の要件に適合する場合は、1.0 イ 別表3の要件に適合しない場合は、0

別表第1（第6条関係）

補助金の算定方法

1 補助対象施設・事業	2 基準額（1施設・事業当たり）
	③情報公開等の取組に係る要件 ア 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 イ 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5
7 病児保育事業	次の（1）に、（2）及び（3）を乗じた額 （1）基本額 別表第2に定める単価に、定員数を乗じて得た額 （2）キャリアパス要件 ① 別表第3の要件に適合する場合は、1.0 ② 別表第3の要件に適合しない場合は、0 （3）情報公開等の取組に係る要件 ① 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 ② 第4条第1項第4号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5

備考

- 別表第1の2基準額（1施設・事業当たり）欄の「福祉サービス第三者評価の要件」が適用される施設のうち、新たにこの補助を受ける施設については、新たに補助を受ける年度から3年に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、「福祉サービス第三者評価の要件」に該当するものとして取り扱う。新たに補助を受ける年度の翌年度までは未実施であっても「福祉サービス第三者評価の要件」に該当するものとする。ただし、年度の途中（4月2日以降）に開設し、当該年度から補助を受ける施設については、新たに補助を受ける年度の翌年度から3年に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、「福祉サービス第三者評価の要件」に該当するものとして取り扱う。新たに補助を受ける年度の翌々年度までは未実施であっても「福祉サービス第三者評価の要件」に該当するものとする。
- 年度の途中に開設した施設・事業については、開設した日以降の期間により算定し、年度の途中に廃止した施設・事業については廃止した日までの期間により算定する。
- 別表第1のうち、認可保育所、小規模保育事業、定期利用保育事業並びに事業所内保育事業の定員は、利用定員とする。認証保育所の定員は、東京都認証保育所事業実施要綱2（3）に定める定員とする。
なお、定期利用保育事業における「各月初日の在籍児童数」は、毎月初日時点の登録児童数が1日当たりの定員を超える場合は1日当たりの定員とし、1日当たりの定員と同数又は下回る場合は各月初日の登録児童数とする。
- 別表第2に定める年齢区分は、「年度の初日の前日における満年齢」により区分する。
なお、子ども・子育て支援法第28条第1項第1号に規定する特例施設型給付費の支給対象児童及び同法第30条第1項第1号に規定する特例地域型保育給付費の支給対象児童については、支給認定後の認定区分に応じて区分し、同項第3号に規定する特例地域型保育給付費の支給対象児童については別表2の4（1）、5（1）、（2）及び（3）並びに6において、「特例給付対象児」として区分する。